

事例番号:290313

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 3 日 超音波断層法で胎児および胎児付属物に異常所見は認められない

妊娠 36 週 5 日 胎動減少を自覚

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 6 日

時刻不明 胎動減少の自覚があり当該分娩機関を受診

13:20 胎動減少のため入院

胎児心拍数陣痛図で基線細変動の消失、遅発一過性徐脈あり

4) 分娩経過

妊娠 36 週 6 日

13:58 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

手術後 1 日 血液検査:AFP 7103ng/mL、ヘモグロビン F 1.1%

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 6 日

(2) 出生時体重:2670g

(3) 臍帯静脈血ガス分析:pH 6.999、PCO₂ 57.0mmHg、PO₂ 25mmHg、
HCO₃⁻ 14.0mmol/L、BE -17mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、重度貧血(ヘモグロビン 1.6g/dL、ヘマトクリット 5.3%)、
早産児、新生児低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 12 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、多嚢胞性脳軟化
症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、母児間輸血症候群による胎児の重症貧血が低酸素性虚血性脳症を引き起こしたことであると考える。

(2) 母児間輸血症候群の原因は不明である。

(3) 母児間輸血症候群の発症時期は、妊娠 35 週 3 日の妊婦健診以降、妊娠 36 週 5 日までの間であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 胎動減少を主訴とした妊産婦の受診時の対応(分娩監視装置装着、医師へ報告、胎動減少のため入院としたこと)は一般的である。

(2) 胎児心拍数陣痛図の判読(基線細変動消失、遅発一過性徐脈)とその対応(胎児機能不全の診断で帝王切開決定)は適確である。

(3) 帝王切開決定から 38 分で児を娩出したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工

呼吸)、および A 医療機関 NICU へ新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学的検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、分娩経過に異常を認めた場合や新生児仮死が認められた場合には、原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

母児間輸血症候群の発症について、その病態、原因、リスク因子の解明が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。